

【管理規約一部変更案】

現行の管理規約と変更案の対比については、下表をご参照ください。

なお、変更箇所は下線太字の部分となります。

現行	変更案
<p>第53条（理事会）</p> <p>理事会は、理事をもって構成する。</p> <p>2 理事会の議長は、理事長が務める。</p>	<p>第53条（理事会）</p> <p>理事会は、理事をもって構成する。</p> <p>2 理事会の議長は、理事長が務める。</p> <p>3 理事会は、通常理事会（理事が会議の場 に出席して開催し、その場で決議するものを いい、以下同じとする。）と電磁的方法による 理事会（理事が、次項に定める所定の電子情 報処理組織を用いる方法により会議に出席し て開催し、決議するものをいい、以下「We b理事会」という。）により開催することがで きる。</p> <p>4 前項のWeb理事会は、次に掲げる電磁的 方法により開催するものとする。 送信者の使用に係る電子計算機と受信者 の使用に係る電子計算機とを電気通信回線 で接続した電子情報処理組織を使用する方 法であって、当該電気通信回線を通じて情 報が送信されるもの</p>
<p>第54条（招集）</p> <p>理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事が過半数の理事の同意を得て理事会の招集を請求した場合には、理事長はすみやかに理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 理事会の招集手続については、第45条（第4項および第5項を除く）の規定を準用する。ただし、理事会において別段の定めをすることができる。</p>	<p>第54条（招集）</p> <p>理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事が過半数の理事の同意を得て理事会の招集を請求した場合には、理事長はすみやかに理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 Web理事会を招集するには、少なくとも 会議を開く1日前までに、議案およびその議 案の要領、会議期間を示して、理事および監 事に通知を発しなければならない。</p> <p>4 理事会の通知については第45条第2項お よび第3項を準用する。ただし、Web理事 会の招集にあたっては、原則として、あらか じめ理事および監事の承諾を得て、電子メー ル等による電磁的方法を用いて通知するもの とする。</p> <p>5 通常理事会の招集手続については、第45 条（第4項および第5項を除く）の規定を準 用する。ただし、理事会において別段の定め をすることができる。</p>